

令和5年10月24日

商工会員 各位

下川町商工会  
会長 三津橋 英実

第14回小規模事業者持続化補助金〈一般型〉に係る公募のお知らせ

秋冷の候 皆様におかれましてはご清祥のこととお喜び申し上げます。

つきましては、下記により「小規模事業者持続化補助金」の公募がありますので、下記の要領等も含めてご理解の上、申請のご検討をいただきますようご案内申し上げます。

なお、この他にも要領等がございますが、関心のある方は当商工会（4-2238）（小笠原）宛に連絡をお願いいたします。

記

- 1 公募期間 （申請受付締切日）令和5年12月12日（火）
  - ・ 申請受付締切日直前は、当方の申請対応が出来なくなりますので、お早めの申請検討をよろしくお願ひします。
  - （事業実施期間）交付決定日～令和6年8月31日（土）
- 2 補助上限 （通常枠）50万円  
（賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠）200万円
  - ・ インボイス特例対象事業者は、要件等がございますが50万円の上乗せ制度がございます。
- 3 補助率 補助対象経費の2/3（賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3/4）
- 4 補助対象経費 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、新商品開発費、旅費  
展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、  
資料購入費・雑役務費・借料・設備処分費・委託、外注費
- 5 補助対象事業例
  - ・ 機械装置等、事業に必要な機械装置等の購入経費  
（単なる取替更新の機械装置等の購入は補助対象外です。）
  - ・ 広報（ポスター・パンフレット・チラシ等）作成経費  
（補助事業計画に基づくものに限る。単なるPR用は補助対象外です。）
  - ・ 新商品等を展示会に出展または商談会等に参加するための経費

6 補助対象事業者 小規模事業者 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）

・ 常時使用する従業員数 5 人以下

サービス業のうち宿泊業・娯楽業

・ 常時使用する従業員数 20 人以下

製造業その他

・ 常時使用する従業員数 20 人以下

（会社役員・個人事業主本人及び同居の親族従業員・休業中の社員  
短期間のパートタイム労働者等は、常時使用する従業員には含ま  
ないです。）

- 6 その他
- ・ 補助事業計画に基づくものが補助金対象となります。
  - ・ 本補助金は一定期間を要する審査があり、不採択になる場合があります。また、補助事業遂行の際には自己負担が必要となり、補助金は後払いになります。
  - ・ 申請希望の事業所様は、別添のシートに記入の協力をいただきたく  
よろしく申し上げます。なお、他の要領等は下川町商工会のホーム  
ページに掲載しておりますので、お知らせいたします。
  - ・ 申請は、郵送申請と電子申請（J グランツの利用になり、利用する  
には事業者様にて、G ビズ ID プライムアカウントの取得が必要に  
なり、アカウント取得には数週間程度を要しますので、ご了承ください  
さい。）の方法がございます。